



**<書評>菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編『
スポーツ政策論』A5 判 / 522 頁 / 定価3,675円 / 成
文堂, 2011年**

著者	柳沢 和雄, 菊 幸一
雑誌名	人間福祉学研究 = Japanese Journal of Human Welfare Studies
巻	5
号	1
ページ	99-102
発行年	2012-11-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/10911

書評

菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編

『スポーツ政策論』

A5判 / 522頁 / 定価 3,675円 / 成文堂, 2011年

柳沢 和雄

筑波大学体育系

本書は、1961年のスポーツ振興法制定から半世紀が経ち、新たにスポーツ基本法が制定された直後に発刊されたものである。2011年のスポーツ基本法制定の前年にはスポーツ立国戦略が、そして翌年の2012年にはスポーツ基本計画が策定されるなど、日本のスポーツ政策は新たな段階に入ろうとしている。また、本年8月13日に幕を閉じたロンドンオリンピックでは、日本オリンピック史上最多の38個のメダルを獲得し、多くの国民に感動を与えるとともにスポーツの文化的価値を再認識させたことでもあろう。これら競技スポーツの成果は、人々には想像も及ばない選手個人の精進の成果であるとともに、それを支えてきた競技団体や国の政策がその背景にあることは言うまでもない。さらにトップスポーツの活躍に多大な関心を寄せるに連動する、学校体育をめぐる政策や国民の生涯スポーツ推進政策もその基底にあろう。加えて、上記の政策は文部科学省を中心としたいわゆる文教政策の文脈上にあったが、近年ではスポーツが保健・医療政策や産業政策との関連を強めるに至り、スポーツ政策研究の必要性が認識されていたことも企画の背景のあるようである。その意味で、本書は日本のスポーツ政策の現状や課題が俯瞰できるタイムリーな内容が盛り込まれた構成となっている。また、適宜、諸外国のスポーツ政策が紹介されている点も参考になる。

本書は4編、全21章から構成されている。第

1編は「スポーツ政策の理論と制度」というタイトルで、スポーツ政策研究の課題が検討されるとともに、スポーツ行政組織、スポーツ政策の形成過程、スポーツ法政策、スポーツ財政、スポーツの行政計画、政策評価、スポーツ政策の主体と構造等が解説されている。とりわけ第1章の「政策研究とスポーツ」では今後のスポーツ政策研究における研究方法論をめぐる提案がなされる。一般的に政策科学は「政策決定の合理化」を求めるといえるが、現実では科学的・経済的合理性と政治的合理性のバランスをとることの困難さに直面しなければならぬことを念頭に置きながらも、政策決定、政策実施、政策評価の3局面の総合的な分析の必要性が述べられる。さらに進んで、「イシュー・ネットワーク」「組織間政策ネットワーク」「政策実施ネットワーク」という概念を持ち込む。すなわち、どのようなイシュー（問題・争点）について、どのようなイシュー・ネットワークが形成されどのような議論を展開したのか、どのような組織間政策ネットワークがどのような政策形成を進めたのか、どのような政策実施ネットワークがどのような実施活動を行ったのか、その結果としてどのような成果や効果が生まれたのかを体系的に明らかにしなければならない（pp. 14-15）という。このような政策ネットワーク概念は今後のスポーツ政策研究における重要な分析視点になると思われる。

第2編は「国によるスポーツ政策」についてス

スポーツの公共性論から生涯スポーツや健康体力政策の経緯が解説されるとともに、競技スポーツ政策、競技団体のガバナンス、アンチドーピング政策、スポーツ施設をめぐる政策課題、学校体育政策、国際スポーツ政策等が解説されている。第3編では、地方自治体のスポーツ行政の構造や政策、地域スポーツクラブ育成政策、スポーツと地域政策等について具体的な事例を引きながら「地域のスポーツ政策」として解説されている。

第4編は、近年のスポーツ政策研究をめぐる研究課題の広がりや、スポーツ政策研究の体系化の複雑さを感じさせる編となっている。第1章「スポーツと産業」では、1961年のスポーツ振興法ではスポーツ政策の対象としてこなかったプロスポーツやスポーツイベント、スポーツメディア等がスポーツ産業政策として位置づけられ、その現状と課題が解説されている。またスポーツ指導者の資格や雇用問題、プロスポーツ選手と労働問題が「スポーツと労働政策」として位置づけている点も大きな前進と言えよう。他にも「スポーツと環境政策」「スポーツの団体自治と紛争解決」など現代的な 이슈が「特定スポーツ政策と他の政策サブシステム」として解説されている。

以上のように本書は、学校体育政策から地域スポーツの推進政策、競技スポーツ政策、スポーツ産業政策といった幅広い政策領域を対象とし、国・地方公共団体・競技団体等の多様な政策主体、さらには新たな政策 이슈等を網羅した内容となっている。多様なスポーツ政策を構造化しようとした編者の努力を評価したい。しかし、各テーマに割けるページ数が少なく、理論的な体系書を意図したものの、日本のスポーツ政策を解説する事典的な印象を受けることは否めない。

また全編を通して、スポーツ政策学を目指した研究対象と研究方法の議論の統合問題を感じさせるものであった。例えば、第1編で提示された「イシュー・ネットワーク」「組織間政策ネットワーク」「政策実施ネットワーク」の提案は後の個別イシューに十分反映されていないように思える。ま

た、政策ネットワーク概念の導入による政策研究は、個別イシューの研究による政策決定の合理化には連動するが、スポーツ政策の理論的体系化への道筋をつける可能性をどのように拓くのか。スポーツ政策を体系化する「理論」をどこに求めるかについての議論も期待したい。本書では政策ネットワーク概念の重要性が提案されるとともに、例えば部分的にスポーツの公共性論やソーシャル・キャピタル論が登場する。スポーツ政策研究に限らず多くの研究領域でも、研究領域を通過する理論の構築は大きな課題であり、それは学派の生成機序ともなろう。

最後に、スポーツ政策研究は現実のスポーツ問題から立ち上がるものであるが、そのスポーツ問題は社会経済状況の現実に組み込まれたものである。変動する社会経済状況を背景にしながらスポーツ政策学を体系化する際に、研究者が拠って立つ合理性の選択原理をどのように考えるのか。例えば、第1編の指摘にもあるように科学的合理性、経済的合理性、政治的合理性をどのように取り扱うのか、あるいは新自由主義の氾濫とスポーツ政策をどのように考えるかといった目指す社会像によっても選択原理は異なってこよう。また時間軸との関係からスポーツ政策学は、グランドセオリーを志向するのか、それとも中範囲の理論を模索するのかといった政策学の学的性格や志向性に関する議論も避けられないであろう。

本書は、日本で最初のスポーツ政策に関する理論的な体系書として編纂されたものであり、その意図はスポーツ政策学の体系化にある。しかし編者も自覚しているように、スポーツ政策研究はその緒に就いたばかりであり、より多くの政策研究の蓄積と体系化の議論が期待される。一方、本書はスポーツ政策学の体系化に向けた大きな一歩として位置づけられるものであり、その可能性を十分読み取れるものとして評価したい。「はしがき」では控えめに“スポーツ政策を学ぶ大学生のための入門テキスト(概説書)”としているが、大学院生やスポーツ行政担当者、スポーツ関係団体、ス

スポーツ産業の関係者など幅広い人々にとって一読の価値がある文献である。

リプライ

スポーツ政策論

筑波大学体育系 菊 幸一

まず、本書の書評を『人間福祉学研究』誌で取り上げていただき、またその書評に対するリプライの機会まで設けていただいた編集委員会に対して編者を代表して感謝を申し上げたい。本書は、「はしがき」を日本体育・スポーツ政策学会前会長であった佐藤良男氏が執筆していることからわかるように、本学会理事会内に本書作成のための編集委員会が設けられ、数年の歳月をかけて議論した結果、ようやく出版にこぎつけた経緯をもつ。したがって、便宜上、編集委員4名の名前をアイウエオ順に並べて編集の責任にあたったことにはなっているが、学会が総力を挙げて編集・出版したというよい性格をもつ書籍である。その意味では、本書が現段階における我が国のスポーツ政策研究に関する一定の水準を示したものであると同時に、その出版意図は現実のスポーツ政策の動向（例えば、スポーツ基本法の策定等）に合わせたものではなく、今年で学会大会が22回を数えるその蓄積の成果を世に問うことによって「スポーツ政策論」の体系化を図りつつ、現実の諸動向や諸問題に対する学会としての見解を述べることにあった。

しかしながら、評者も指摘しているように、グローバルな視点からスポーツが及ぼす社会的影響の現実とは、もはや我々の研究の遅々としたスピードをはるかに凌ぐ勢いで広がり、かつ深まっており、それが国家や地域のレベルでスポーツ政策にかかわる複雑で多様な問題を生起させていることは明らかである。本書出版の校正段階において、スポーツ基本法の策定を受けた内容を付加し、こ

れを前提とした執筆変更を余儀なくされたのも、基本法策定が予想されたとはいえ、その影響力がやはり我々の想像を超えて各トピックスに大きく及んだということであろう。このことは、評者も指摘しているように、本書の網羅的、事典的内容に依るところが大きい。本書の構成は、第1編「スポーツ政策の理論と制度」によって、「政策」概念とスポーツとの関係を理論化、体系化し、これを現実のスポーツ政策の決定、実施、評価に適応させて論じることを出発点としている。この際、評者が述べるように、イシュー、組織間政策、政策実施をめぐる各ネットワークの重要性が指摘され、この概念によるスポーツ政策研究への応用が図られる必要があるが、本書は未だにそのような共通の分析視点から内容を構成するところまでには至っていない。したがって、第2編から第4編までの枠組みが国から地域へ、そして特定スポーツ政策へと、その対象をスポーツ政策の現実から構成せざるをえず、第1編との議論と必ずしも連動していないことから、細分化された事実の説明で終わっていることも否めない。本書が、スポーツ政策「学」ではなく、スポーツ政策「論」の段階にとどまっている現状を指して、評者が「スポーツ政策研究をめぐる研究方法論と理論の体系化の議論との統合問題を感じさせる」との感想を寄せているのは的確である。

この「論」から「学」への発展の展望は、しかしながら、非常に多くの困難な課題を伴う。例えば、本誌の「福祉学」分野においても、このように「スポーツ」現象をその研究対象の1つとして取り上げ、その福祉学的意味や問題の在り処を探ることに研究範囲が拡大していくように、スポーツを対象とする政策的現象が複雑な社会現象の中で、まさに「問題（イシュー）」として立ち上がってくることを後追いついていくような、そのような問題意識のつくられ方に斯学の特徴と課題が同時に潜んでいるからである。だからこそ、第一に「イシュー・ネットワーク」の問題が語られなければならないが、それを現在のところは帰納的方法に

よって拾い上げ、比較し、ネットワーク化していく方向性が考えられる。この帰納的方法に頼らざるをえないところに、各個別現象の問題群を対象とする「論」的レベルの強みと、「学」的發展や確立への弱みが同居する。確かに、前者ではスポーツ政策に関する各個別事象の事実確認と説明はトピックスとして広がり、他の分野にも応用される可能性をもつが、後者の立場からはこれらのトピックスを体系化する「理論」を演繹的に求めることが困難だからである。本書の背景にある既存の学問的視点には、法学、政治学、行政学、社会学、経営学などに基づく方法論が意識されているようにも思われるが、その演繹的な議論は十分ではなく、第1編第1章の「政策研究とスポーツ」や第2編第1章の「スポーツと公共性」、あるいは第3編第2章の「スポーツとソーシャル・キャピタル」などで多少のアイデアが提示されているにとどまっている。

評者はこのような点についても、スポーツ政策を体系化する「理論」の重要性を指摘しているとともに、政策ネットワーク概念の個別イシューへの応用可能性と政策学への理論体系化への課題を克服することを「期待」しつつ、その困難性を鋭く突いているように思われる。その解決へのヒントとして、多くの研究領域を通底する先の「公共性論」や「ソーシャル・キャピタル論」などの可能性を指摘しているが、このような各学問分野に多少なりとも通底するテーマを仮説化する可能性のある命題、あるいは「中範囲的な」共通概念を構築していく中から、スポーツ政策に特化した理論体系への道筋が見えてくるのかもしれない。その点、体育学やスポーツ学からのアプローチは、

そもそも哲学からはじまり社会学、経営学、法学、行政学などを親学問とする背景をもっているがゆえに、これらの複数の学的視点から見えてくる理論概念の異同を明らかにしながら、スポーツ政策「学」としての体系化を志向していく土壌を豊かにもっているのかもしれない。その可能性を追求するためには、本書の「あとがき—スポーツ政策の現状とスポーツ政策学の課題—」で編者の一人である齋藤健司氏が述べているように、「スポーツや身体活動が人間の幸福追求や社会秩序の維持にとってどのような意義や価値があるのかなど、スポーツ政策の目的や理念と関わる規範的研究」(p. 476)が必要であり、このことは評者が指摘する「目指す社会像」による合理性の選択原理にかかわる問題でもあると考えられる。

最後に、スポーツと福祉政策とのかかわりは、近年ますますその必要性が高まっており、諸外国、とりわけ北欧やイギリスを中心としたコモンウェルスでは、その事実とともに研究の蓄積が量的にも質的にも行われている。本書の第1編第7章2節の「スポーツ政策研究の国際的動向」(pp. 150-155)には、そのような動向が紙幅の関係で十分ではないが述べられている。本誌に本書が書評として取り上げられた意義をスポーツ政策研究の横断的な研究の契機としてとらえると、我が国においても本誌関連の福祉研究者による福祉学的な観点から、本書に対する多くの批判やご意見を賜うことができれば幸いである。そのことが、評者も述べるように、問題を通底する理論構築の一助になるとともに、イシュー・ネットワークの拡大と政策ネットワーク研究の深化をもたらすと考えるからである。